

弁論要旨（判断の法的枠組み）

2014（平成26）年2月10日

東京高等裁判所第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 大川 隆 司

1 河川法60条による治水のための負担金について

(1) 河川法60条は、国を事業主体とする河川改良工事について、その費用の一部を都道府県が負担することを規定しているが、その根拠は当該工事によって生ずる利益が都道府県にも帰属することを前提とする、受益者負担の原則を示した規定である。

受益の事実がなければ負担義務は発生せず、支出負担行為はその原因を欠くことになる（地方自治法232条の3）。

したがって治水に関する負担金の支出が適法か否かの判断は、八ッ場ダムを建設することにより群馬県に受益の事実があるか否か、ということ客観的に評価することに尽きる。

(2) ところが原判決は、河川法施行令38条1項に基づく国土交通大臣の納付通知が費用負担命令であるとして、この通知が「著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り」、知事には上記通知を尊重して、その内容に応じた財務会計上の措置を執るべき義務があり、これを拒むことは許されない」という判断基準を適用した。

原判決のこの判断基準は、河川行政をめぐる国土交通大臣と都道府県知事の間を、あたかも組織上の上下関係のように把握するものである。

たしかに明治憲法下で制定された旧河川法（明治29年法律第71号）においては、一方で河川に関する事務を国の事務とし、この事務を国の機関としての都道府県知事が処理するものとしつつ、他方でその費用は

原則として都道府県が負担するものと定められていた（旧法24条1項）。

しかし、日本国憲法の下においては都道府県知事は最早国の出先機関ではなく、国土交通大臣と知事の関係は上命下服の関係ではない。

(3) 原判決の判断基準は、最高裁平成4年12月15日判決の文言の機械的な借用である。しかし平成4年最判の射程は極めて限定的である。

同判決は、地方自治法が執行機関多元主義を採用し、学校教職員に対する人事権は教育委員会に与えていること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条）、すなわち教育人事行政に関し教育委員会は最高機関性を有していることに着目して、教委の決定が知事の判断を拘束することを認めたものに外ならない。権限関係を全く異にする本件に、平成4年最判を適用することは失当である。

(4) また被控訴人は国土交通大臣の納付通知の拘束力の根拠を、河川法74条、すなわちその支払を国税滞納処分の例により強制しようとの規定に求めている。

国が都道府県の負担金の支払を確保するについて、河川法74条の適用があると解すべき根拠はないが、仮にそれが国税滞納処分と同様の扱いを受けるとしても、そのことは都道府県が当然に納付通知への服従を義務づけられると解すべき根拠にはなりえない。

言うまでもなく違法な課税処分に対しては国民は、当該処分の取消しを裁判所に求める権利を有している。法人に対する課税であれば会社の取締役は違法な課税の納付を拒否し、その取消しを求めて提訴すべきものであり、それが会社に対して取締役が負う忠実義務の一部である。

(5) 国が八ッ場ダムを建設することにより群馬県が利益を受ける事実が客観的に存在しないにもかかわらず、国からの納付通知が送付された場合には、被控訴人らには治水のための負担金の納付を拒否する義務があることは明らかである。

2 特定多目的ダム法7条に基づく利水のための負担金について

- (1) 特ダム法7条に基づく負担金は、河川法上の負担金と異なり、国が一方的に請求するものではなく、水道事業者等の側からの申請に基づきダム使用権が設定されている事実が前提となっている。

そのことはまた申請者の側からする撤退権の行使が法的に保障されている所以でもある。

撤退権の行使が他の水利権者の不利益に直結しないよう、特ダム法施行令は平成16年の改正により費用清算ルールを明確にした。

すなわち、事業着手後のダムから撤退する事業者に対して、結果として不要となった過去の支出額や残務処理費などを負担させることとした。

しかし、撤退権を行使した水道事業者は、すくなくとも将来に向かって負担金を支払い続ける義務を免れることが法的に保障されている。

- (2) 最高裁平成20年1月18日判決（判時1995号74頁）は地方公共団体が先行する契約に拘束される場合においても、当該団体が「その取消権又は解除権を有しているとき」や当該契約を「解消することができる特殊な事情があるとき」には、その解消に努め、爾後の違法な支出を防止することが当該職員の「財務会計法規上の義務」であるとの判断を明示している。

- (3) この平成20年最判の基準に照らせば、ダム使用権設定申請以後の事情変更によって、計画上の水利権が客観的に過大なものとなった時点においては、被控訴人らはすみやかに特ダム法の予定する撤退権を行使し、無意味な負担金が累積することを回避すべき財務会計上の義務を負っていることが明らかである。

以上